

長野県発達障がいペアレント・メンター

事業のご案内

✿ 発達障がいの（もしくはその可能性のある）お子さんを育てている保護者の方で、こんな方はいらっしゃいませんか？

先輩保護者の話が聞きたい

私の話を聴いてほしい

子育てが不安

この先どうすればいいのかな



長野県発達障がいペアレント・メンター事業をご活用ください！

長野県発達障がいペアレント・メンターとは？

- ・長野県発達障がいペアレント・メンター（以下メンター）とは、発達障がいのある子を育てた経験のある先輩保護者です。発達障がいのあるお子さんを育てた経験を活かし、現在子育てをされている保護者のお話をお聴きします。
- ・メンターは、発達障がいの方の家族会での活動経験があり、家族会の代表の推薦を受けた上で、長野県発達障がい者支援センターの所定の研修を修了しています。

メンターの活動内容

- ①相談者の体験や悩みの傾聴
- ②自分の育児体験の紹介
- ③相談機関等の情報の紹介
- ④個別支援ノート作成のお手伝い
- ⑤発達障がい者サポーター養成講座（45分程度）の講師

メンターの活動場面

- ・メンターが、家族会、相談会等の保護者が集まる場に出向き、グループ相談の形式で、発達障がいのある子を育てている保護者のお話をお聴きします。（専門職ではありませんので、個別相談は実施しません。）

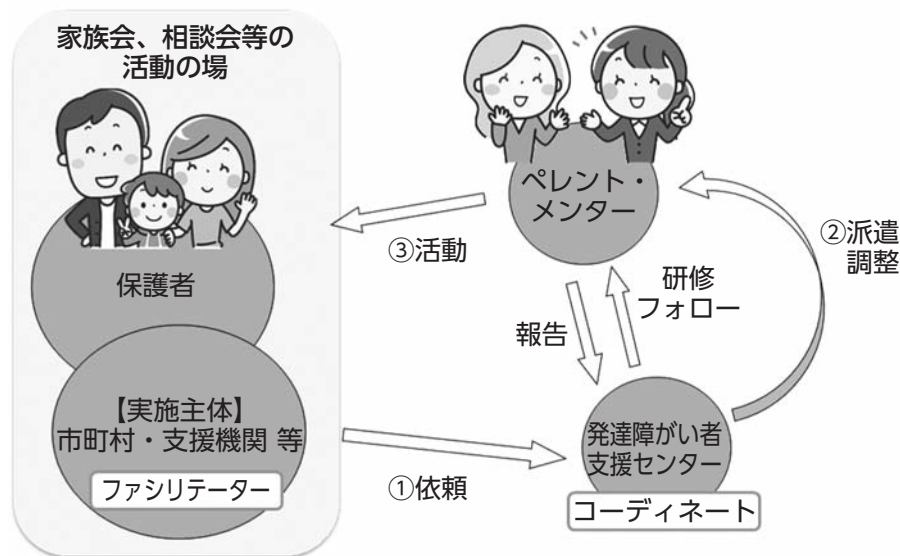
メンターと話をした保護者の感想



- ・「わかる、わかる」と共感してもらい、悩んでいるのは自分だけではないと気付けた。
- ・これまで子どものことは相談できる場があったけど、親の心を聴いてもらえる場はあまりないのでありがたい。
- ・進路や就職の実体験について話を聞けて、これから先の見通しが持てた。・自分自身のことも認めてもらえて嬉しかった。

メンターの利用方法について

◆派遣の大まかな手順



①依頼	市町村、支援機関、団体等の実施主体から、発達障がい者支援センターに、メンター派遣の依頼をします。(実施主体において活動の場の設定をお願いします) 必要手続き→発達障がい者支援センターへの電話連絡、派遣依頼書（様式2）の提出
②調整・派遣	提出いただいた派遣依頼書の内容に基づき、発達障がい者支援センターからメンターに派遣の依頼をします。派遣するメンターが決定したら、発達障がい者支援センターから、実施主体に対し、派遣するメンターについて文書でお知らせします。 必要手続き→メンターへの事前連絡
③活動当日	メンターが会場に出向き、メンター活動を行います。実施主体にて会のファシリテーターをお願いします。 メンターへの謝礼等は不要ですが、交通費等の実費負担をお願いします。 必要手続き→（事後）実施報告書（様式6）の提出



これまでの実施主体の例

市町村・保健所・小学校・障がい者総合支援センター・家族会 等

お問い合わせ

長野県発達障がい者支援センター（長野県精神保健福祉センター）

電話：026-266-0280 FAX：026-266-0502

Mail：withyou@pref.nagano.lg.jp（業務連絡用）

※ホームページに手続きに必要な様式やガイドラインを掲載しています。

・検索エンジンで『長野県ペアレント・メンター』と検索



長野県発達障がい者支援
シンボルマーク「結」